

# 一般国道54号可部跨線橋高架下空間におけるパーク＆ライド用駐車場整備・管理・運営及び まちづくり活動事業者募集要領

## 1 事業の目的

マイカーから公共交通を利用した通勤・通学への転換を促し、持続可能な公共交通を維持・確保するため、一般国道54号可部跨線橋の高架下空間をパーク＆ライド用駐車場として活用します。

また、可部地区における公共交通の利用促進及び利用環境の向上、並びにまちづくりや賑わいの創出（以下「まちづくり活動等」という。）に取り組みます。

つきましては、こうした取組を行う事業者を募集します。

## 2 事業の概要

事業者は、**資料1**に示す本市が道路管理者から道路占用許可を受ける予定の道路の高架下空間に、駐車場の舗装・利用案内板・区画線・車止め・その他駐車場として必要な施設（以下「駐車施設」という。）を整備し、その後の管理運営及びまちづくり活動等を行います。

事業者は、駐車施設の整備・管理・運営に係る費用やまちづくり活動等の取組に係る費用、応募に係る費用等、事業を実施するにあたり必要な一切の費用を負担するものとします。

### (1) 整備箇所等 (**資料1**を参照)

整備箇所	路線名	その他
安佐北区可部四丁目16番地先	一般国道54号	一般国道54号可部跨線橋高架下空間

- （注） 1. 自動車専用の駐車場とすることとし、あらゆる人が使いやすくなるよう計画してください。  
2. 駐車ますの総数は、約50台を想定しています（台数は、駐車に必要な幅を自動車1台につき幅員が2.5m、奥行きが5.0mとした場合の台数です。）。

### (2) 供用開始

令和8年8月末までの供用開始目標として提案してください。供用開始日の詳細については、本市と協議のうえ決定していただきます。

### (3) 事業期間

道路管理者から本市への道路占用許可を5年ごとに更新し、最長で令和18年3月31日までとします。

事業にあたっては、本市と協定を締結していただきます。なお、道路管理者から本市に対する道路占用許可が取り消された場合や事業継続に支障があると認められる場合などには、協定を解除することがあります。

## 3 事業の内容

### (1) 事業者が行う業務の範囲

- ① 駐車場整備部分の路面の舗装
- ② 駐車場として必要な車止めや利用案内板等の施設の整備
- ③ 駐車場の出入口（本市管理区域）の舗装の整備や管理
- ④ 駐車場内の橋脚への接触防止に資する施設（ラバーポール等）の整備
- ⑤ 駐車場の料金徴収等の管理運営全般
- ⑥ 駐車施設の維持管理全般
- ⑦ 駐車場の管理運営上発生するトラブルへの対応
- ⑧ 駐車場内及びその周辺の清掃
- ⑨ 駐車場の利用率向上のための取組
- ⑩ まちづくり活動等
- ⑪ 道路占用許可の取得・変更に係る資料作成等

## (2) 事業の基本的条件

### ① 道路占用許可条件の遵守

事業者は、本市が道路管理者から道路占用許可を受けた際の許可条件を遵守する必要があります。道路占用許可条件を遵守せずに、本市が道路管理者から許可を取り消された場合は、駐車場の管理運営ができなくなり、事業者との協定を解除することとなりますので、十分注意してください。現時点では、本市と道路管理者において、道路占用に向けての事前協議を資料2の図面にて行っています。計画を提案する際の参考にしてください。なお、道路占用の手続きは、提案された図面を基に道路管理者と協議の上、実施します。

### ② 事業上の制約

#### ア 工事等による駐車場の範囲の変更

事業期間中であっても、道路工事等公益上やむを得ないと認める場合や、道路管理者から占用許可の取り消しや許可条件を変更された場合などにおいて、駐車施設の改築、移転及び除却若しくは原状回復を命じることがあります。この変更等に伴って生じる費用や損失については、全て事業者の負担となります。ただし、それが道路管理者と本市以外の行為によるものである場合は、その限りではありません。

#### イ 広告物の設置・掲出及び飲料等自動販売機設置の禁止

駐車場内では、駐車施設等への貼付も含めて広告物の設置及び掲出、また、飲料等自動販売機の設置は一切認めません。

### ③ 事業者の収入

駐車場の利用者が支払う利用料金は、全て事業者の収入とします。

### ④ 一括下請負の禁止

事業者は、当該事業の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ書面により本市の承認を得た場合は、当該事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託することができます。なお、事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託する場合は、下請契約の締結に際し、本募集要領の欠格事項に該当する者を選定しないようにしてください。

### ⑤ まちづくり活動等

事業者は、3(1)⑩に示す事業について、地域のイベント（夏祭り等）やボランティア清掃などの活動実績がある3名以上で構成される団体（以下「まちづくり団体等」という。）と協力して実施することができます。

### ⑥ 法令の遵守

当該事業の実施にあたっては、道路法、道路交通法、通達ほか関係法令の規定を遵守してください。

## (3) 提案にあたっての基本的条件

### ① 駐車施設等整備関係について

ア 駐車場の設計・整備に当たっては、「駐車場法」「駐車場法施行令」「駐車場設計・施工指針（平成4年6月10日 道企発第40号）」「広島市公共施設福祉環境整備要綱」のほか関係法令等に基づき実施してください。

イ 駐車場整備部分の路面の舗装は、アスファルト舗装としてください。平坦性を確保し、駐車施設や自動車の荷重に耐えられるものとしてください。アスファルト舗装が既に敷設されている箇所をそのまま使用する場合は、舗装の劣化状況等を確認した上で、必要に応じて補修した上で使用してください。また、路面に設置する路面標示や駐車区画線については、溶融式としてください。（資料1参照）

ウ 駐車ますについては、幅員が250cm以上、奥行きが500cm以上とし、身障者等用駐車ますを設ける場合は、広島市公共施設福祉環境整備要綱に準拠して整備してください。また、橋脚から150cmの空間に駐車ますを設けること等はできません。（資料1参照）

エ 駐車場内は円滑に車が通行できる計画としてください。また、駐車場内を一方通行とする場合は、その旨を示す看板・路面標示などを設置してください。

オ 駐車場内に照明灯を設置する場合は、照明灯の設置により民有地への光害が生じないよう十分留意してください。

- カ 跨線橋の橋脚を防護するため、橋脚の周囲にラバーポールを設置するなど、橋脚の接触防止対策を講じてください。
- キ 駐車場とJR河戸帆待川駅との間の歩行者アクセスを向上させるため、駐車場の駅側に歩行者用の出入口を設けてください。
- ク 駐車場の出入口の未舗装区間（歩道橋高架下区間）のアスファルト舗装を行ってください。（資料3参照）なお、当区間の管理は広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課が行っており、道路法に基づく手続きに必要な資料を作成し、同区維持管理課の承認等を受けた上で、その条件等に基づき舗装の整備や管理を行ってください。
- ケ 利用料金、注意事項、緊急連絡先等を明記した利用案内板を利用者に分かりやすく表示してください。
- コ 整備に係る上記条件を踏まえ、駐車施設の配置計画図を提案していただきます。本募集要領で使用している図面のCADデータの提供を希望される事業者は、当課のメールアドレス宛に、CADデータが必要な旨を連絡してください。連絡いただいた事業者宛にCADデータを送信します。  
(広島市道路交通局公共交通政策部鉄軌道担当メールアドレス：  
koutsuseisaku@city.hiroshima.lg.jp)
- サ 工事方法や工程、駐車施設の構造等については、事前に本市と協議し、承認を受けてください。なお、協議内容によっては、あらかじめ事業者から提案された駐車施設の整備内容が一部承認されないことがあります。工事にあたっては、沿道関係者に工事に関するお知らせ文を配布するなど十分な周知を図ってください。また、安佐北警察署と協議調整のうえ、必要な手続きを行ってください。さらに、公益事業者など関係者との調整も事業者が行ってください。

## ② 利用形態関係について

- ア 常時利用可能な駐車場とします。
- イ 原則として、利用種別は1か月間以上の定期利用とします。また、駐車ますの半数以上をパーク＆ライド利用者の専用駐車場（以下「パーク＆ライド専用駐車場」という。）とします。パーク＆ライド専用駐車場以外の駐車ますについては、利用用途を限定しない一般利用の駐車場（以下「一般駐車場」という。）とします。
- ウ 原則として、パーク＆ライド専用駐車場を利用する者は、当駐車場から直線で500メートル以上離れているところに居住しており、公共交通機関を利用して通勤・通学等を行う者とします。
- エ パーク＆ライド専用駐車場については、契約期間を1年以内にするものとし、期間を更新する際は、上記ウに該当することを再度確認することとします。
- オ 駐車場利用の料金設定は、一般駐車場8,800円／月（税込）、パーク＆ライド専用駐車場6,600円／月（税込）を下限として提案してください。なお、道路占用許可を更新する際や社会経済情勢等の変化が確認できた際には、再度、本市において下限を検討し、必要に応じて下限を変更することがあります。

## ③ 管理運営関係について

- ア 利用者等からの問い合わせ・クレームへの対応や緊急時及び駐車施設のトラブルへの対応等のため、緊急連絡体制を構築し迅速に対応を行ってください。
- イ 駐車場内は、実情に応じた頻度で清掃を行い、常に良好な環境を維持してください。また、駐車場の周辺についても、必要に応じて清掃し、良好な環境の維持に努めてください。
- ウ 不正駐車等への対応等について、駐車場内にその対応内容を掲示してください。
- エ 災害時等の緊急時には、国等からの指示に基づき、駐車場の出入口にカラーコーンや看板等を設置するなど、駐車場を封鎖してください。
- オ 道路に関する維持管理等を行うために、道路管理者から駐車車両の一時退避等を指示された場合は、利用者に連絡し車両を移動させるなど適切に対応してください。
- カ 広島都市圏パーク＆ライド推進協議会のパーク＆ライド駐車場情報に登録してください。

## ④ 原状回復について

事業期間満了時又は事業者の自己都合などにより事業廃止する場合は、本市と協議の上、事業者の費用負担により設置した駐車施設を撤去するなど、原状回復していただきます。

## ⑤ まちづくり活動等について

まちづくり活動等に資する取組を提案してください。なお、営利を主な目的とした取組や特定の個人・事業者・団体・政党・宗教を利用する取組、その他本市が適当でないと認める取組については、事業の対象外とします。

また、本項目については、まちづくり団体等と協力して行うことができます。なお、この場合、事業者とまちづくり団体等との間で、提案内容の実施について協定書等を取り交わし、その写しを本市へ提出していただきます。

## (4) 提案項目

申請者は、下記の記載事項に従って、各項目について提案してください。なお、提案はできるだけ具体的に記載してください。

### ① 駐車場の舗装及び駐車ます等に関する図面（様式　任意）

駐車場の舗装及び駐車ます、その他整備する施設に関して、詳細な図面を作成してください。  
また、必要に応じて設計根拠を示してください。

### ② 配置計画図（様式　任意）

駐車施設（駐車ます・通路・橋脚の接触防止施設等、整備する予定の施設）の配置計画図を作成してください。

### ③ 駐車場内の動線（様式　任意）

駐車場内における自動車や歩行者の動線について、3(3)①キを踏まえつつ、作成してください。

### ④ 事業運営等に関する提案

以下の提案項目については、事業計画書を作成してください。

#### ア 駐車場の利用区分（様式 6－1）

パーク＆ライド専用駐車場、一般駐車場の駐車ます予定数を記載してください。

#### イ 駐車場の維持管理方法（様式 6－2）

駐車場の清掃について、その方法及び頻度等について具体的に記載してください。また、駐車場の点検（点検方法や頻度など）、破損時の修繕措置、その他必要と考えられる維持管理方法について、具体的に記載してください。

#### ウ 駐車場の料金設定（様式 6－3）

駐車場の料金設定について、3(3)②オや利用者サービスの観点を踏まえた上で、具体的に提案してください。なお、契約保証料等の駐車場利用の料金以外を徴収する場合は、金額や項目を具体的に記載してください。

#### エ 駐車場の管理体制（様式 6－4）

駐車場管理における組織体制、責任体制、人員体制、人員配置について具体的に記載するとともに、利用者からのクレーム等（駐車場内の事故・トラブル、利用者等からの問い合わせ等）に対する処理対応方法について、具体的に記載してください。また、係員の巡回（頻度など）について、具体的に記載してください。

#### オ 危機管理体制並びに災害時の対応（様式 6－5）

災害時などの緊急時における連絡体制（本市への連絡体制を含む）などについて、具体的に記載してください

#### カ パーク＆ライド専用駐車場の利用率向上のための取組（様式 6－6）

パーク＆ライド専用駐車場の利用率向上に向けた取組等（駐車場のPRなど）を具体的に記載してください。金券配付等を行う場合、その額面分を駐車場利用の料金設定から差し引いた金額が、本募集要領の3(3)②オを下回らない取組としてください。

#### キ パーク＆ライド専用駐車場の利用確認等について（様式 6－7）

パーク＆ライド専用駐車場について、パーク＆ライド利用者が3(3)②ウの要件を満たす者であることを確認する方法について、具体的に記載してください（契約の更新時を含む。）。また、利用者との契約方法を記載してください。

#### ク まちづくり活動等（様式 6－8、様式 6－9、様式 6－10）

3(3)⑤を踏まえた取組を記載してください。

なお、まちづくり団体等と協力して実施する場合は、まちづくり団体等の誓約書（様式6－10）も併せて提出してください。

#### 4 その他の事項

- (1) 事業者は、毎年度事業終了後 30 日以内及び本市が必要と認めるときは、次の①から⑤を記載した事業報告書を提出してください。また、毎月の利用状況等（①、②）については、四半期の翌月 10 日までに報告書を提出してください。
- ① 管理運営業務の実施状況（クレーム等）及び利用状況
  - ② 利用料金の収入実績
  - ③ まちづくり活動等の実施状況
  - ④ 管理に係る経費の収支状況
  - ⑤ その他市長が必要と認めるもの
- 本市は、事業報告書等に基づき、事業者の業務が協定内容等を充たしていないと判断した場合、必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行います。それでも改善が見られない場合は協定解除などの措置を講じることがあります。
- (2) 事業者は、毎年2月末日までに次年度のまちづくり活動等に係る事業計画書（様式6-8別表を準用）及び直近事業年度の財務諸表を提出し、事業計画書については本市の承認を受けてください。
- (3) 資金調達、物価・金利の変動、施設競合による需要の変動等の事業実施に伴うリスクについては、事業者において負担してください。本市が事業上のリスクを負担することはありません。
- (4) 事業者は、本業務の遂行に関連又は起因して、利用者その他第三者に損害を与えた場合には、自己の責任と費用において賠償する等対応するものとします。なお、第三者責任の履行に際し、本市が事業者に代わり第三者に対して賠償した場合は、事業者は本市が賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を本市に支払うものとします。
- (5) 事業者は、本事業における本市又は利用者その他第三者に対する事業者の責任を履行するため、損害賠償事故の補償を可能とする保険へ加入し、本市に保険証書（写し）を提出するものとします。
- (6) 事業期間満了時又は事業者の自己都合などにより事業を廃止する場合、原則として事業者が自らの費用負担において設置した駐車施設等を撤去し、原状回復してください。ただし、事業期間中における社会情勢の変化等、本市がやむを得ないと認める場合は、本市と事業者の協議の上、復旧の仕様を別に定めることができるものとします。また、本市が引き続き一般国道 54 号可部跨線橋高架下空間において駐車場の管理運営等を行う場合は、駐車施設等を次期事業者等に引き継ぐことができます。
- (7) 駐車場の整備にあたっては、本市が占用主体となり、道路占用許可を受ける必要があります。事業者は、選定後、道路管理者へ提出する基礎資料を作成してください。なお、整備に必要な許可等が受けられない場合は、選定を取り消す場合があります。
- (8) 本市は、以下の場合には事業者との協定を解除することができます。この場合、事業者の損害に対して本市は賠償しませんが、協定解除に伴う本市の損害については、事業者に損害賠償を請求することができます。
- ① 本市が道路管理者から道路占用許可を取り消された場合
  - ② 供用開始後、事業者が提案内容を実施しなかった場合及び相当期間内に実施する見込みがないと判断した場合
  - ③ 本市が事業の実施状況等についての報告を求めた際に応じない場合や実地調査を拒んだ場合、又は必要な指示をした際に事業者がその指示に従わない場合
  - ④ 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合で、事業者に対して是正通告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施等を求めたにもかかわらず、事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合
  - ⑤ 事業者が民事再生あるいは会社更生手続きに入るなど財務状況が著しく悪化し、事業の継続が困難と認められる場合
  - ⑥ その他市長が事業者に事業を継続させることが適当でないと認める場合

(9) 不可抗力その他広島市又は事業者の責めに帰すことができない事由により、事業の一部又は全部の継続が困難となった場合は、必要に応じて広島市と事業者が協議して定めることとします。

## 5 申請資格に関する事項

### (1) 基本的事項

- ① 申請者は、広島市内に本店を有する法人とします。（個人は申請資格を有しません。）
- ② 申請者は、有料駐車場の管理運営の実績がある法人とします。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第2条の規定に該当していない者とします。

### (2) 欠格事項

- 申請者が申請日において、次に掲げるいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。
- ① 公募の日から候補者の特定までの間のいずれの日において、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
  - ② 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
  - ③ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- ※ 暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員等の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

## 6 応募方法

### (1) 本募集要領の配布

- ① 配布期間  
令和8年1月16日（金）から令和8年1月26日（月）まで  
午前8時30分から午後5時15分まで  
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。
- ② 配布場所  
広島市道路交通局公共交通政策部鉄軌道担当（広島市役所本庁舎8階）及び広島市ホームページ

### (2) 現地確認

以下のとおり、申請者は現地確認を行うことができます。

- ① 日時  
令和8年1月19日（月）～令和8年3月6日（金）まで  
午前9時00分～午後16時00分まで  
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。
- ② 申込  
希望される方は希望日の前日（希望日の前日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、その日より前の日で、土曜日・日曜日・祝日を除きその日に最も近い日）の16時までに、日時・申請者名・現地確認を行う者の氏名・電話番号を記入し、道路交通局公共交通政策部鉄軌道担当に電話連絡の上、電子メールで申し込みしてください。  
電話番号：082-504-2604  
メールアドレス：koutsuseisaku@city.hiroshima.lg.jp
- ③ 留意事項  
ア 現地に自動車やバイクの乗り入れはできません。  
イ 現地確認を行う際は、周辺交通や住民に十分配慮するとともに、道路施設等を破損するこ  
とがないようにしてください。  
ウ 道路管理者の都合等により、希望日の現地確認ができないことがあります。

### (3) 募集に関する質問事項の受付及び回答方法

- ① 受付期間  
令和8年1月16日（金）から令和8年1月29日（木）まで  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- ② 受付方法  
所定の質問票（様式8）により、道路交通局公共交通政策部鉄軌道担当に電話連絡の上、電

子メールで提出してください。

電話番号：082-504-2604

メールアドレス：koutsuseisaku@city.hiroshima.lg.jp

(3) 回答予定

令和8年2月9日（月）までに、広島市ホームページに随時掲載します。

(4) 提案書の提出

① 受付期間

令和8年2月24日（火）から令和8年3月6日（金）まで

午前8時30分から午後5時15分まで

② 提出場所

広島市道路交通局公共交通政策部鉄軌道担当（広島市役所本庁舎8階）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

③ 提出方法

持参又は郵送（特定記録郵便等とし、上記期限までの必着とします。）

※FAX、電子メールでの提出はできません。

※持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(5) 提出書類・提出部数

「提出書類一覧」（別添1）のとおりです。

提出部数は、正本1部、写し7部の合計8部を提出してください。書類の写しは、カラーコピーとするなど正本と同様の判断ができるものとしてください。

提出された書類は、選定委員会での審査資料となりますので、申請書類にページ番号を入れるとともに、提出書類一覧の順に整理して、項目ごとに右端にインデックスラベルをつけるなど、分かりやすいものにしたうえ、1部ごとにA4の紙ファイルもしくはチューブファイルに綴って提出してください。

(6) その他留意事項

① 申請者は、この募集において複数の申請をすることはできません。

② 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。

③ 提出された書類の内容は提出後には変更できません。

④ 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

⑤ 本市が必要と認める場合、申請書類の提出後に、申請者に対してヒアリングを実施することがあります。

⑥ 申請を辞退するときは、辞退届（様式9）を提出してください。ただし、提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

⑦ 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

⑧ 申請者が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請者が負うこととします。

⑨ 申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、本市は候補者の選定の公表等必要な場合には、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

⑩ 提出した申請書類は公文書になるため、広島市情報公開条例に基づき、本市に対して公文書開示請求がなされた場合は、財務書類等の非開示情報を除き、原則として請求者に対して開示します。

## 7 審査及び選定方法等

(1) 審査・選定方法

本市内部関係課で構成する「一般国道54号可部跨線橋高架下空間におけるパーク&ライド用駐車場整備・管理・運営及びまちづくり活動事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において提出書類を審査し、評価基準をもとに150点満点で評価のうえ、算出した得点の平均点により、最高得点者を(5)に示す協定締結の第1順位として選定します。上位者の点数が同点となつた場合は、委員の多数決によって決定します。

ただし、最高得点者の点数が 90 点に満たない場合は不調となります。

また、「まちづくり活動等に関する項目」の点数が 30 点に満たない場合は協定締結の候補者から除外します。

**(2) 評価方法**

本市で定めた基準（評価基準）（別添2）により評価します。

**(3) 選定審査対象からの除外**

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 本募集要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ③ 提出書類等の提出期限を経過してから提出書類等が提出された場合
- ④ 申請日以後において本募集要領に掲げる欠格事項に該当した場合
- ⑤ その他不正行為があった場合

**(4) 選定結果の通知および公表**

申請者に対し、4月中旬（予定）に通知します。また、選定結果を広島市ホームページへの掲載により公表します。

**(5) 協定の締結**

本市は、第1順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、協定を締結します。第1順位の候補者との協議が成立しない場合には、次点者と順次協議を行います。なお、これらの者が本募集要領に掲げる欠格事項に該当する場合には、協定は締結しません。

**(6) その他**

委員及び本市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。